

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

杉並区長

## 公表日

令和6年4月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの。</p> <p>国民健康保険は、国民健康保険法に基づき、同法第6条の適用除外事由に該当せず、区内に適法に住所を有する者を被保険者とする医療保険制度である。区が保険者となり、保険料の賦課・徴収及び保険給付を行う。</p> <p>なお、平成27年5月の国民健康保険法の改正により、平成30年度以降は都道府県も当該都道府県内の区市町村とともに国民健康保険の保険者として、国保財政運営の責任主体となり、納付金額の算定や、標準保険料率の算定等の事務。</p> <p>区は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。</p>
③システムの名称	国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料システム、宛名管理システム、保険者管理システム、医療機関システム、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、税料共通システム、返戻管理システム、総合証明システム、共通システム、データ連携システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、国保情報集約システム、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 第9条第1項 別表第1の30の項</li> <li>(オンライン資格確認等の準備業務)</li> <li>・番号法 第9条第1項 別表第1の30の項 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> <li>(公金受取口座登録・連携業務)</li> <li>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号及び別表第2  (別表第2における情報提供の根拠)  第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」、「他の法令により行われる給付の支給に関する情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119の項)  (別表第2における情報照会の根拠)  42～45の項</p> <p>(オンライン資格確認等の準備業務)  ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)  ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>保健福祉部 国保年金課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>国保年金課長</p>
<p><b>6. 他の評価実施機関</b></p>	
<p>—</p>	
<p><b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b></p>	
<p>請求先</p>	<p>郵便番号166-8570  東京都杉並区阿佐谷南1-15-1  杉並区政策経営部情報管理課情報公開係</p>
<p><b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b></p>	
<p>連絡先</p>	<p>郵便番号166-8570  東京都杉並区阿佐谷南1-15-1  杉並区保健福祉部国保年金課管理係</p>

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月1日	I 1③システムの名称	国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料システム、宛名管理システム、保険者管理システム、医療機関システム、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、税料共通システム、返戻管理システム、総合証明システム、共通システム、データ連携システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、国保情報集約システム、住民基本台帳ネットワークシステム	国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料システム、宛名管理システム、保険者管理システム、医療機関システム、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、税料共通システム、返戻管理システム、総合証明システム、共通システム、データ連携システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、国保情報集約システム、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年12月1日	I 3法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第1の30の項	・番号法 第9条第1項 別表第1の30の項  (オンライン資格確認等の準備業務) ・番号法 第9条第1項 別表第1の30の項 別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月1日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係 情報」、「他の法令により行われる給付の支給 に関する情報」等が含まれる項(1、2、3、4、 5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、 46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119 の項) (別表第2における情報照会の根拠) 42～45の項	・番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第4欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係 情報」、「他の法令により行われる給付の支給 に関する情報」等が含まれる項(1、2、3、4、 5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、 46、58、62、78、80、87、93、97、106、109、119 の項) (別表第2における情報照会の根拠) 42～45の項  (オンライン資格確認等の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携 のためではなくオンライン資格確認の準備とし て機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2 項	事前	
令和2年12月1日	II 1いつ時点の計測か	令和元年7月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事前	
令和2年12月1日	II 2いつ時点の計測か	令和元年7月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事前	
令和3年1月1日	表紙 特記事項	本評価書による事務の開始は、システム再構 築後の運用開始を予定している令和3年1月か らとなるため、新規に評価書を作成しています。 このため、令和2年12月末までは、現行評価書 による運用となります。	—	事前	
令和4年3月18日	II 1いつ時点の計測か	令和2年7月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事前	
令和4年3月18日	II 2いつ時点の計測か	令和2年7月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月17日	I 3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第9条第1項 別表第1の30の項</li> </ul> (オンライン資格確認等の準備業務) <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第9条第1項 別表第1の30の項</li> <li>別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第9条第1項 別表第1の30の項</li> </ul> (オンライン資格確認等の準備業務) <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法 第9条第1項 別表第1の30の項</li> <li>別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> (公金受取口座登録・連携業務) <ul style="list-style-type: none"> <li>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条</li> </ul>	事後	
令和5年4月17日	I 7請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事後	
令和6年1月18日	I 1③システムの名称	国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料システム、宛名管理システム、保険者管理システム、医療機関システム、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、税料共通システム、返戻管理システム、総合証明システム、共通システム、データ連携システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、国保情報集約システム、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険資格システム、国民健康保険給付システム、国民健康保険料システム、宛名管理システム、保険者管理システム、医療機関システム、収納消込システム、OCR日計システム、口座管理システム、滞納管理システム、発送管理システム、税料共通システム、返戻管理システム、総合証明システム、共通システム、データ連携システム、共通基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、国保情報集約システム、住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	機器更改のため
令和6年1月18日	II 1いつ時点の計数か	令和3年7月1日	令和5年7月1日	事後	
令和6年1月18日	II 2いつ時点の計数か	令和3年7月1日	令和5年7月1日	事後	